

長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程

〔平成17年4月1日
規程第14号〕

改正 平成20年4月1日規程第32号
改正 平成22年3月12日規程第4号
改正 平成23年4月1日規程第5号
改正 平成25年5月7日規程第17号
改正 平成27年4月22日規程第72号
改正 平成30年3月28日規程第1号
改正 平成31年3月15日規程第4号
改正 令和2年12月11日規程第54号

(目的)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人職員就業規則（平成17年規則第5号。以下「就業規則」という。）第42条の規定に基づき、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 長崎県公立大学法人職員育児休業等規程（平成17年規程第15号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、理事長が定める。

3 理事長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。

ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

一部改正 [平成23年規程第5号、令和2年規程第54号]

(始業及び終業の時刻)

第3条 職員の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前9時
- (2) 終業時刻 午後5時45分

一部改正 [平成23年規程第5号]

(休日の振替等)

第4条 理事長は、職員に第8条第1号及び第2号の規定により休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、理事長の定めるところにより、第2条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち理事長が別に定める期間内にある勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち勤務日の勤務時間の概ね2分の1に相当する勤務時間として理事長が別に定める勤務時間（以下「半日勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

一部改正 [平成 27 年規程第 72 号]

(休憩時間)

第 5 条 理事長は、1 日の勤務時間が、6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 職員の休憩時間は、午後 0 時から午後 1 時までとする。

一部改正 [平成 23 年規程第 5 号、令和 2 年規程第 54 号]

第 6 条 削除

削除 [平成 23 年規程第 5 号]

(勤務時間等の割振りの特例)

第 7 条 業務の性質上、特別の形態によって勤務する必要のある職員の始業時刻、終業時刻及び休憩時間については、第 3 条及び第 5 条の規定にかかわらず、別表第 1 のとおりとする。

2 育児短時間勤務の承認を受けた職員の始業時刻、終業時刻及び休憩時間については、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、理事長が定める。

3 職員に割り振られた勤務時間は、業務の都合により、1 日の勤務時間が 7 時間 45 分を超えない範囲で変更することができる。

一部改正 [平成 23 年規程第 5 号、令和 2 年規程第 54 号]

(専門業務型裁量労働制)

第 7 条の 2 教員に、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 38 条の 3 第 1 項の規定に基づく専門業務型裁量労働制（以下「裁量労働制」という。）を適用することができる。

2 裁量労働制の適用を受ける教員は、第 2 条第 2 項、第 3 条及び第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、所定勤務日に勤務した場合には 1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなし、その業務の遂行手段及び時間配分については各教員の裁量に委ねるものとする。

3 前各項に定めるもののほか、裁量労働制の適用に関し必要な事項は、労使協定の定めるところによる。

追加 [平成 22 年規程第 4 号]、一部改正 [平成 23 年規程第 5 号]

(時間外勤務代替休暇)

第 7 条の 3 理事長は、法人職員賃金規程（平成 17 年規程第 11 号）第 16 条第 3 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代替休暇」という。）として、第 2 条第 2 項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第 9 条第 1 項に規定する祝日等及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代替休暇を指定された職員は、当該時間外勤務代替休暇には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

追加 [平成 22 年規程第 4 号]、一部改正 [平成 27 年規程第 72 号]

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

- 第7条の4 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第19条第1項の各号の規定で定める者に該当する職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における勤務をさせてはならない。
- 2 理事長は、3歳に満たない子のある職員（法人と職員の過半数を代表する者の間で締結される育児休業、介護休暇等に関する協定（以下「労使協定」という。）により除外された職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の勤務（以下「時間外勤務」という。）をさせてはならない。
- 3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（育児・介護休業法第17条第1項の各号の規定で定める者に該当する職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する職員の配偶者等の負傷等により2週間以上の期間介護を必要とする状態のもの（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第19条第1項の各号の規定で定める者に該当する職員を除く。）が、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員（法人と職員の過半数を代表する者の間で締結される育児休業、介護休暇等に関する協定（以下「労使協定」という。）により除外された職員を除く。）が当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（育児・介護休業法第17条第1項の各号の規定で定める者に該当する職員を除く。）が、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員（育児・介護休業法第17条第1項の各号の規定で定める者に該当する職員を除く。）が、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「大学の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

追加 [平成25年規程第17号]

一部改正 [平成30年規程第1号]

（休日）

第8条 職員の休日は、次の各号に定める日とする。

ただし、理事長は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、次の各号に定める日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日（前各号に定める休日を除く。）

一部改正 [令和2年規程第54号]

（休日の代休日）

第9条 理事長は、職員に前条第3号及び第4号に規定する日（以下この条において「祝日等」という。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「祝日等の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、理事長が別に定めるところにより、当該祝日等前に、当該祝日等に代わる日（次項において「代休日」という。）とし

て、当該祝日等後の勤務日等（第7条の3第1項の規定により時間外勤務代替休暇が指定された勤務日等及び祝日等を除く。）を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた祝日等の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

一部改正 [平成 22 年規程第 4 号]

（休暇の種類）

- 第 10 条 職員の休暇は、年次有給休暇、公傷休暇、病気休暇、療養休暇、生理休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

一部改正 [平成 30 年規程第 1 号]

（年次有給休暇）

- 第 11 条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号から第 4 号に掲げる職員以外の職員 20 日（育児短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20 日を超えない範囲内で細則で定める日数）
 - (2) 次号及び第 4 号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となった者 その者の採用の発令の日の属する月に応じ、別表第 2 の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、細則で定める日数）
 - (3) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年において長崎県職員となった者で、引き続き新たに職員となった者 長崎県職員となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の採用の発令の日の属する月に応じた別表第 2 の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数
 - (4) 当該年の前年において長崎県職員であった者であって引き続き当該年に新たに職員となった者 長崎県職員としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20 日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が 20 日を超える場合にあっては、20 日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数
- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、理事長が別に定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 理事長は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 4 理事長は、前項の規定にかかわらず、職員過半数代表者との書面による協定により、職員の有する年次有給休暇日数のうち 5 日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。
- 5 理事長は、第 1 項又は第 2 項の年次有給休暇が 10 日以上与えられた職員に対しては、第 3 項の規定にかかわらず、付与日から 1 年以内に、当該職員の有する年次有給休暇のうち 5 日について、法人が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、職員が第 3 項又は第 4 項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を 5 日から控除するものとする。

一部改正 [平成 31 年規程第 4 号、令和 2 年規程第 54 号]

（公傷休暇）

- 第 12 条 公傷休暇は、職員が業務による負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務し

ないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

(病気休暇)

第 13 条 病気休暇は、職員が業務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。）のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

(療養休暇)

第 14 条 療養休暇は、職員が結核性疾患のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

(生理休暇)

第 15 条 生理休暇は、女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合における休暇とする。

(特別休暇)

第 16 条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として理事長が別に定める場合における休暇とする。この場合において、理事長が別に定める特別休暇については、理事長がその期間を定める。

(介護休暇)

第 17 条 介護休暇は、職員（労使協定により除外された職員を除く。）が要介護者（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他理事長が別に定める者をいう。）で負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により、理事長が定める期間にわたり常時介護を必要とするものをいう。以下同じ。）の介護をするため、理事長が、理事長が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、長崎県公立大学法人職員賃金規程（平成 17 年規程第 11 号）第 15 条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同規程第 17 条に規定する勤務1時間当たりの賃金額を減額する。

4 介護休暇を希望する職員は、原則として、介護休暇を開始しようとする日の2週間前までに申し出るものとする。

一部改正 [平成 25 年規程第 17 号、平成 30 年規程第 1 号]

(介護時間)

第 18 条 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、長崎県公立大学法人職員賃金規程（平成 17 年規程第 11 号）第 15 条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第 17 条に規定する勤務1時間当たりの賃金額を減額する。

追加 [平成 30 年規程第 1 号]

(公傷休暇等の承認)

第 19 条 公傷休暇、病気休暇、療養休暇、特別休暇（理事長が別に定めるものを除く。）及び介護時間については、理事長が別に定めるところにより、理事長の承認を受けなければならない。

一部改正[平成 30 年規程第 1 号]

(補則)

第 20 条 この規程の施行に関し必要な事項は、関係法令又は理事長が別に定めるところによる。

一部改正 [平成 25 年規程第 17 号]

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の前日において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年長崎県条例第 6 号）の適用を受けていた職員が、引き続き法人の職員となった場合における施行日前の年次有給休暇の残日数、病気休暇、療養休暇、生理休暇及び特別休暇の取得日数は、施行日において、これを承継する。
- 3 施行日の前日までに承認された施行日以後に係る年次有給休暇、病気休暇、療養休暇、生理休暇、特別休暇及び介護休暇については、この規程に基づき承認を受けたものとみなす。
- 4 長崎県公立大学法人職員賃金規程の一部を改正する規程（平成 22 年規程第 17 号）附則第 3 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第 17 条第 3 項の規定の適用については、同項中「同規程第 17 条」とあるのは「長崎県公立大学法人職員賃金規程の一部を改正する規程（平成 22 年規程第 17 号）附則第 5 項」とする。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規程第 32 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 12 日規程第 4 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日規程第 5 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 7 日規程第 17 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 22 日規程第 72 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 22 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規程第 1 号）

この規程は、平成 30 年 3 月 28 日から施行し、改正後の長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 15 日規程第 4 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 11 日規程第 54 号）

この規程は、令和 2 年 12 月 11 日から施行する。

別表第1（第7条第1項関係）

一部改正〔平成20年規程第32号、平成23年規程第5号〕

職員の区分	勤務時間	休憩時間
長崎県立大学事務局 学生支援課に勤務する 職員	午前 9時00分～午後 5時45分	午前11時30分～午後 0時30分
	午前 9時00分～午後 5時45分	午後 0時30分～午後 1時30分
	午前 8時30分～午後 5時15分	午前11時30分～午後 0時30分
	午前 9時15分～午後 6時00分	午後 0時30分～午後 1時30分
長崎県立大学事務局 就職課に勤務する職員	午前 9時00分～午後 5時45分	午前11時30分～午後 0時30分
	午前 9時00分～午後 5時45分	午後 0時45分～午後 1時45分
長崎県立大学 シーボルト校事務局 学生支援課に勤務する 職員	午前 9時00分～午後 5時45分	午前11時30分～午後 0時30分
	午前 9時00分～午後 5時45分	午後 0時45分～午後 1時45分
	午前 8時30分～午後 5時15分	午前11時30分～午後 0時30分
	午前 9時15分～午後 6時00分	午前11時30分～午後 0時30分
専門業務型裁量労働制 の適用を受けない教員	午前 9時00分～午後 5時45分	午前10時30分～午前10時40分 午後 0時10分～午後 1時00分
		午後 0時10分～午後 1時00分 午後 2時30分～午後 2時40分
		午後 0時10分～午後 1時00分 午後 4時10分～午後 4時20分

別表第2（第11条第1項関係）

発令の日の属する月	日数
1月	20日
2月	18日
3月	17日
4月	15日
5月	13日
6月	12日
7月	10日
8月	8日
9月	7日
10月	5日
11月	3日
12月	2日